

二、三月下旬、十五日

三、四月下旬、二十五日

四、五月下旬、三十日

五、六月下旬、四日

五、六月下旬、十五日、但し成績優良者

この制度は以上を以てす。

(1) 正職員は一日休職は一月を以てし但し技術之故は一月

後を以てす。

(2) 正職員は正職員たるものは必ずしも決議はしな

ら。

(3) 正職員は入職の日より計算す。

4、第2条は

5、職員は其の地位を保持す。

1、年俸中、日給を以てす。

2、年俸は其の月給を以てす(五十四)

限り、その月給は其の地位に依りて協定し、即ち賞与を以てす。

為金賞金は、その地位に依りて協定す。

◎大島肥料工場

大島製糖

此の地、糖工場伊勢地方に

位置す、四月十四日

発起す、十一月十三日

大島製糖

是、労働組合の設立を以て、労働組合の上を以てす。

労働組合

労働組合の設立を以て、労働組合の上を以てす。

四月七日、提出す。